

平成30年度 運動・部活動の運営方針

大野第二小学校

※ 本校には、運動部、その他の部活動は設置しておりません。これから示すものは、子どもたちが校庭や体育館で運動するときの方針ですので、よろしくお願いいたします。

1 全体として

- ① 市の陸上競技大会に出場する際の練習はすべて体育の授業の中で行います。朝や放課後等の練習は一切行いません。また、土・日や祝日等には練習は一切行いません。
- ② 水泳指導も体育の授業の中で行います。一日1時間以内とし、それ以上は児童の負担を考慮して設定しません。
- ③ 校庭や体育館を地域のスポーツ指導者の方が借用して使用する場合には、その責任者の方に活動内容等についてはお任せしています。

2 夏季・冬季の運動について

- ① 夏季、暑さ指数が3.0を超える場合(乾球温度33度以上、湿球温度26度以上)の場合、校庭・体育館・教室等での運動は行いません。
- ② 夏季、暑さ指数が2.8を超える場合(乾球温度31度以上、湿球温度24度以上)の場合、原則として校庭での運動は行いません。また、体育館でも風通しをよくし、10分ごとに水分補給の時間をとります。
- ③ 業間に子どもたちが外や体育館で遊ぶ場合にも、①・②と同様とします。
- ④ 水泳は、気温と水温が合わせて60以上の場合厳重に警戒し、10分に一度の水分補給時間をとります。気温と水温が合わせて65以上の場合には、水泳指導は行いません。
- ⑤ 冬期間は、校庭が凍結している場合、積雪がある場合、気温が13度を下回っている場合には、十分な準備運動をするとともに、運動内容について検討します。
- ⑥ 冬期間、気温が5度を下回っているときは、原則として校庭での運動を中止します。

3 怪我をした場合の対処について

- ① 心肺停止時にはAEDを使用して心肺蘇生を行いながら救急車を要請します。
- ② 意識の混濁している状態、多量の出血が認められる場合、アナフィラキシーショックによる呼吸不全の場合、骨折等でショック状態の場合等、重篤である場合には救急車を要請し、養護教諭が同乗します。
- ③ 首から上の怪我は必ず受診して医師の診察を仰ぎます。その際、タクシーでの搬送となりますが、救急車を呼ぶまでではないが時間が経過することが望ましくない場合には、校長の判断で職員の水に同乗させ、養護教諭とともに搬送することもあります。
- ④ 首から下の怪我も、校長か養護教諭のいずれかが医師の診察を必要と判断した場合には上記と同処置をとります。
- ⑤ いずれの場合でも必ず保護者に連絡しますので、
 - ア 病院においでくださいますようお願いいたします。
 - イ 大きな病院に移る場合でも、必ず教員がつきそいますが、救急搬送時以外は保護者の方の車での移動をお願いします。
 - ウ 発生の原因、診察結果、治療の様子をその日のうちに家庭訪問または電話で連絡いたします。

4 その他

- ① 体育の授業を行う担任だけでなく、学校行事等は全職員で子どもたちの活動を観察し、安全に配慮します。
- ② 外での運動時は、夏季は帽子、冬季は手袋の着用を原則義務としますので、ご用意ください。また、空気の乾燥しているときはマスクもあると安心です。